

## 秋田市メガソーラー事業企画提案募集要項

### 1 目的

本市は、平成23年3月に策定した「秋田市地球温暖化対策実行計画」の基本方針の一つに「再生可能エネルギーの普及および利用促進」を掲げ、市有施設における再生可能エネルギーの導入を推進している。

このたび、本取組の一環として、秋田市総合環境センター内の一般廃棄物最終処分場跡地を活用したメガソーラー事業を実施するにあたり、当該事業を本市と共同で包括的施設リース契約方式により実施できる事業候補者を選定するため、公募型プロポーザル方式により広く提案を募るものである。

### 2 事業の概要

(1) 事業名称

秋田市メガソーラー事業（以下「本事業」という。）

(2) 契約形態

包括的施設リース契約

(3) 事業内容等

別紙「秋田市メガソーラー事業仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

(4) 契約日

平成25年3月31日までに本市と包括的施設リース契約を締結するものとする。

(5) 提案限度額

別紙「仕様書」とおり。

(6) 発注者

秋田市長（担当課 環境部環境総務課）

(7) 事業主体

秋田市

### 3 事業候補者の選定方法

公募型プロポーザル方式とし、「秋田市メガソーラー事業公募型プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）の審査に基づき、事業候補者を選定する。

### 4 参加形態

(1) 本プロポーザルに参加する者（以下「提案事業者」という。）は、単独で本業務を実施できる事業者、又は共同で本業務を実施できる企業団体とすること。

(2) 前項の企業団体を組織する場合は、本市との契約の窓口となる代表企業を自ら選出すること。

## 5 応募資格要件等

- (1) 提案事業者（企業団体においては、企業団体を構成するすべての企業）は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。
  - ア 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。同条第2項の規定に基づく本市の入札参加制限を受けていないこと。
  - イ 会社更生法又は民事再生法の規定に基づく更生又は再生手続の申立てがなされた者でないこと。
  - ウ 国税、地方税の滞納がないこと。
- (2) 建設工事を行う企業は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。
  - ア 秋田市入札参加資格者名簿に登録されていること。
  - イ 資格を有する者を監理技術者又は主任技術者として本工事に配置できること。
- (3) 提案事業者は、太陽光発電の建設事業への参画の経験および実績を有していること。なお、企業団体においては、構成する一以上の企業において、当該経験および実績を有していること。

## 6 スケジュール

- (1) 説明会 平成24年12月13日(木)
- (2) 質問受付 平成24年12月13日(木)から12月17日(月)まで
- (3) 質問事項回答 平成24年12月19日(水)
- (4) 参加表明受付 平成24年12月19日(水)から12月25日(火)まで
- (5) 一次審査 平成24年12月26日(水)
- (6) 企画提案書受付 平成24年12月27日(木)から  
平成25年1月10日(木)まで
- (7) 二次審査 平成25年1月11日(金)
- (8) 審査結果通知 平成25年1月11日(金)

## 7 説明会

- (1) 日時  
平成24年12月13日(木) 13時30分から15時30分まで  
受付時間は、13時から13時30分まで。
- (2) 場所  
秋田市総合環境センター管理事務所2階大会議室  
(住所：秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝1番地1ほか)  
※ 現地確認も行うので、防寒着、長靴等も準備すること。

## 8 質問受付

- (1) 受付期間  
平成24年12月13日(木)16時から12月17日(月)17時まで

(2) 提出書類

様式6「秋田市メガソーラー事業質問書」

(3) 提出方法

電子メール（表題に「秋田市メガソーラー事業質問書」と記載すること）

(4) 電子メールアドレス

ro-evmn@city.akita.akita.jp

(5) 質問事項回答

提出された質問に対する回答は、平成24年12月19日(水)に秋田市環境部環境総務課のホームページにおいて公表する。

※ ホームページ <http://www.city.akita.akita.jp/city/ev/mn/default.htm>

## 9 参加表明書等の提出

(1) 受付期間

平成24年12月19日(水)から12月25日(火)17時まで

(2) 提出書類

ア 様式1「参加表明書」

イ 様式2-1 「企業情報（提案事業者（企業団体においては、代表企業）」

様式2-2 「企業情報（企業団体を構成する企業（代表企業を除く）」

企業団体を提案する場合は、代表企業を除く他のすべての企業について、様式2-2を提出すること。

ウ 様式3「実施体制」

(3) 提出方法

次のいずれかとする。

ア 持参（土曜日、日曜日および祝日を除く日の9時から17時まで）

イ 郵送（受取日時および配達されたことが証明できる方法とし、受付期間内に必着のこと）

(4) 提出部数

正本1部、副本9部（押印後複写のこと）

(5) 提出先

〒011-0904 秋田市寺内蛭根三丁目24番3号

秋田市環境部環境総務課地球温暖化対策担当

(6) 一次審査の実施および審査結果の通知

提出された参加表明書等については、平成24年12月26日(水)に参加要件等に関する審査（一次審査）を行った後、提案事業者に対し審査結果および企画提案書の提出について、電子メール（参加表明書に記載されたアドレス宛）により通知する。

## 10 企画提案書の提出

### (1) 受付期間

平成24年12月27日(木)から平成25年1月10日(木)17時まで

### (2) 提出書類

企画提案書(「11 企画提案書記載要領」に従い作成すること)

### (3) 提出方法

次のいずれかとする。

ア 持参(土曜日、日曜日、祝日および12月29日から1月3日までを除く日の9時から17時まで)

イ 郵送(受取日時および配達されたことが証明できる方法とし、受付期間内に必着のこと)

### (4) 提出部数

正本1部、副本9部(副本には様式4-1は添付しないこと)

### (5) 提出先

〒011-0904 秋田市寺内蛭根三丁目24番3号

秋田市環境部環境総務課地球温暖化対策担当

### (6) 二次審査の実施および審査結果の通知

提出された企画提案書等については、平成25年1月11日(金)に書面およびヒアリングによる審査を行い、提案事業者に対し電子メールおよび郵送により審査結果を通知する。

## 11 企画提案書記載要領

企画提案書は、仕様書に基づき、(1)に記載の様式とし、(2)以下の事項について記載すること。ただし、様式4-1を除き、提案事業者が特定できるような記載は行わないこと。

### (1) 企画提案書の様式

企画提案書は、次に示す様式4-1を表紙とし、様式4-2およびその他企画提案に必要な書類等により作成すること。

ただし、様式4-1については、表紙として正本のみに添付すること。

ア 様式4-1「企画提案書」

イ 様式4-2「企画提案内容総括表」

### (2) メガソーラー施設建設工事

ア 太陽光発電システムについて

(ア) 太陽電池モジュール、パワーコンディショナー、高圧連系設備など、システム全般を構成する機器に関して記載すること。

(イ) 太陽電池モジュールやパワーコンディショナー等の製造工場において、取得している品質管理に関する外部認証について記載すること。

(ウ) 各機器の採用根拠やシステム全体としての創意工夫についても記載すること。

- (エ) 「電気設備に関する技術基準を定める省令」に準拠した施工とし、施工内容を記載すること。
- (オ) アレイ架台の設計、アレイレイアウトの構成を記載すること。
- (カ) 架台、レイアウトに関しての創意工夫について記載すること。

イ 設備、付帯工事等について

- (ア) 施設内の雑草対策について記載すること。
- (イ) 本施設建設工事に関して、上記以外の工事、設備等（駐車場、フェンス、外灯、説明看板、その他）について記載すること。
- (ウ) 電力会社、関係機関等との協議の進め方も含め、建設工事の工程について記載すること。
- (エ) 高圧系統連系に関する電力会社との調整や、電気事業法対応等の本市へのサポートについて記載すること。
- (オ) 建設工事に関して、特別な提案等があれば記載すること。
- (カ) 建設工事の概算金額について、項目別に記載すること。
- (キ) メガソーラー施設全体のイメージ図を添付すること。

ウ 安全性の確保等について

- (ア) 機器搬入等について、近隣住民や総合環境センター内における日常の業務への配慮について記載すること。
- (イ) 施工体制や施工時の安全管理方法について記載すること。
- (ウ) 安全性を考慮した最適な配線が行われているか確認ができる記載とすること。

エ 遠隔監視および情報発信について

遠隔監視、データ収集、ホームページによる情報発信について記載すること。

(3) 維持管理

ア 設備機器のメンテナンス内容について

メガソーラー施設の設備機器の20年間のメンテナンスに関して、必要とされる法定点検、定期点検、部品交換等の内容を精査し、本市と提案事業者の負担（責任）について記載すること。

イ 施設全体の維持管理について

メガソーラー施設全体の20年間の維持管理に関して、想定している内容を記載すること。

ウ 緊急事態への準備および対応等について

- (ア) トラブルを未然に防ぐ方策、緊急時の対応体制について記載すること。
- (イ) 災害や事故、故障、日照不足等、本市の責によらない事由により発電量が低下し、当該契約が保証する年間発電量を下回った場合の対応および補償について記載すること。
- (ウ) リース契約における創意工夫について記載すること。

(4) 地元貢献

ア 地元業者の活用について

市内業者の活用について、現時点で考えている工種、業者名を記載するとともに、「秋田県産業連関表」に基づき、市内事業者が担う事業に関する雇用創出効果（従業者誘発数）についても記載すること。

#### (5) 事業性

##### ア 提案システムのパフォーマンスについて

(ア) 提案するシステム全体として、各機器の特性および経年劣化を考慮した年度ごと（20年間）の年間推定発電量、年間推定売電量および年間推定売電金額を記載すること。

(イ) 本事業による温室効果ガス削減見込み量を記載すること。

(ウ) 年間推定発電量、年間推定売電量等の算定については、次により行うこと。

① 発電量の算定は「JIS C8907太陽光発電システムの発電電力量推定方法」に準拠すること。

② 月平均の日積算傾斜面日射量は、「JIS C8907太陽光発電システムの発電電力量推定方法」に付属されているデータを適用すること。

③ 日射データ地点は「秋田」とすること。

④ 太陽電池アレイの設置角度および方角は、提案するレイアウトによるものとし、算定に用いた各係数については、JIS規格に基づくこと。

⑤ ①～④により算出された「年間推定発電量」を基に、施設内で消費される電力等を差し引いた「年間推定売電量」および「年間推定売電金額」を算定すること。

⑥ 施設内での消費電力は、機器の仕様に基づき算定すること。

⑦ 売電単価は、42円/kWh（税込）で算定すること。

⑧ 温室効果ガス削減見込み量の算定にあたっては、環境省が公表する「平成22年度の電気事業者ごとの実排出係数・調整後排出係数等」の東北電力株式会社「実排出係数」を用いること。

⑨ 算定根拠を記載すること。

##### イ 事業収支について

(ア) 年度ごとの事業収支を記載すること。ただし、年度ごとのリース料金も記載すること。

(イ) 事業収支については、前記11(5)ア(ウ)により算定した金額によること。

## 12 審査

本要項および仕様書に定める事項を満たした者について、委員会において企画提案書等の審査を行い優秀提案事業者（事業候補者）を選定する。

### (1) 審査日程

#### ア 一次審査

(ア) 期 日 平成24年12月26日(水)

(イ) 結果通知 平成24年12月26日(水)

- (ウ) 通知方法 電子メール
- (エ) その他 一次審査通過者には、企画提案書提出についても通知する。

イ 二次審査

- (ア) 期 日 平成25年1月11日(金)  
※ 時間、場所は該当者に個別に通知する。
- (イ) 結果通知 平成25年1月11日(金)
- (ウ) 通知方法 電子メールおよび郵送

(2) 審査における評価の項目

1 参加資格（一次審査）	
(1) 提案事業者の要件	可・否
(2) 建設工事を行う企業の要件	可・否
2 事業趣旨への合致（二次審査）	
各項目について、他提案と相対的に「優れている、やや優れている、標準である、やや劣る、劣る」の5段階で評価する。	
(1) メガソーラー施設建設工事	35点
ア 太陽光発電システムについて	
イ 設備、付帯工事等について	
ウ 安全性の確保等について	
エ 遠隔監視および情報発信について	
(2) 維持管理	30点
ア 設備機器のメンテナンス内容について	
イ 施設全体の維持管理について	
ウ 緊急事態への準備および対応等について	
(3) 地元貢献	10点
ア 地元業者の活用について	
(4) 事業性	25点
ア 提案システムのパフォーマンスについて	
イ 事業収支について	

(3) その他

なお、審査内容および審査結果についての質問等および審査結果に関する異議は受け付けない。

1.3 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 本要項に示されたプロポーザル参加形態および資格要件を満たしていない場合。
- (2) 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合。
- (3) 提出書類が本要項および仕様書に定める事項に適合しない場合。

#### 1 4 契約

- (1) 市は、選定された事業候補者を本事業に係る随意契約の見積の徴取相手方とし契約交渉を行う。この際、市は提案内容を尊重しながら、一部内容の変更を求めることがある。
- (2) 選定された事業候補者との契約が成立しない場合は、次点事業候補者を見積の徴取相手方とする。
- (3) 選定された事業候補者が、企画提案書等の提出日から契約締結までの間に、国または地方公共団体の指名停止を受けた場合、その者と契約を締結しないことがある。
- (4) 本市において本事業に関して市議会の承認が得られない場合は、受注者として決定した者との契約を締結しない。この場合、市は一切の賠償責任を負わない。
- (5) 平成25年3月31日までに、電気事業者への連系接続契約申込手続および経済産業大臣の設備認定を得ることができない場合には、受注者として決定した者との契約を締結しない。この場合、市は一切の賠償責任を負わない。

#### 1 5 損害賠償

最終審査を経て選定された事業候補者が、本要項の規定に反して事業候補者を辞退した場合、本リース契約の前後を問わず、当該事業候補者は、市が実質的に受ける損害を賠償しなければならない。

#### 1 6 著作権および提出書類等の取扱い

- (1) 提出された企画提案書等の著作権は、それぞれ提案事業者に帰属するものとし、第三者の著作権の使用の責は、使用した提案事業者にすべて帰するものとする。
- (2) 市は、提案事業者の承諾を得ずに提出された企画提案書等は無償で複製、使用できるものとする。なお、提出された書類等は返却しない。

#### 1 7 その他

- (1) 本プロポーザル参加に要する費用は、提案事業者の負担とする。
- (2) 本市が配付する資料等は本プロポーザル参加に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。
- (3) 参加表明書提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、速やかに様式5「参加辞退届」を提出すること。  
なお、辞退した者は、これを理由として以後の業務発注等に不利益な扱いを受けるものではない。
- (4) 提出期限以降の提出書類の差し換え、訂正および再提出は原則として認めないものとする。
- (5) 本プロポーザルにおいて、本市の要求水準を満たす提案がなかった場合、事業候補者の選定は行わない。また、参加者が一者の場合であっても、本市の要求を満た



す提案であれば、その者を事業候補者として選定する。

- (6) 本手続において使用する言語、通貨および単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時および計量法に定めるものとする。
- (7) 本事業の契約が成立するまでの間において、選定された事業候補者が本要項に示された失格事項に該当することとなった場合は、当該事業候補者と契約を締結しないものとする。
- (8) この要項に定めるもののほか、本件の契約の内容に関しては、日本国の関係法令および本市の規則等の定めるところによるものとする。

担 当

〒011-0904

秋田市寺内蛭根三丁目24番3号

秋田市環境部環境総務課地球温暖化対策担当

TEL 018-863-6862

FAX 018-863-6630

e-mail ro-evmn@city.akita.akita.jp